

審 第 2 0 6 3 号  
答 申 第 4 9 5 号  
平成 3 0 年 2 月 6 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 荘 司 久 雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年10月7日付け習健福第1263号による下記の諮問について、別紙のとおり  
答申します。

記

諮問第596号

平成27年9月7日付けで異議申立人から提起された、平成27年8月25日付け  
習健福第1073号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定に  
ついて

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が、平成27年8月25日付け習健福第1073号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした情報のうち、別表2の開示すべき情報欄に記載した各情報は開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成27年7月28日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「平成27年7月14日に発表された 精神保健指定医の指定を受けていない医師による措置診察の実施について に関する情報一切。たとえば、〇〇〇〇〇〇医大の件との関連を示す文書、起案文書、当該医師の選定についての文書、診察の命令書、プレスリリース、謝罪文、調査のための文書、FAX、電子メール、県精神神経科診療所協会や県内の精神科を標榜する医療機関への文書、懲戒処分、再発防止策、診断書、通報書などなど、他にもあれば無論そちらも含めてとにかく一切。全ての年度で。

請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。

また、事案の移送もお願いいたします。」

### 3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条の規定による措置診察の実施について（習健福第21号の2）」（以下「本件対象文書1」という。）、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の規定による入院措置の決定について（習健福第22号の2）」（以下「本件対象文書2」という。）、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2の2の規定による措置移送の実施について（習健福第103号）」（以下「本件対象文書3」という。）及び「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による精神障害者の申請・通報等の結果について（報告）」（以下「本件対象文書4」といい、これらを併せて、「本件対象文書」という。）を特定した。

### 4 実施機関による決定

実施機関は、本件請求に対し、本件決定を行った。

### 5 異議申立て

異議申立人は、本件決定を不服として、平成27年9月7日付けで異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件決定を取り消して、更に情報を特定し、請求した文書を全部開示する、との決定を求める。

### 2 異議申立ての理由

対象文書が本件決定で特定された分で尽くされるとは到底考えられない。文書の探索が不十分であるか、解釈上の不存在という判断が違法であるか、対象情報を情報公開の適用除外であると判断することが違法である。

また、本件不開示情報は、条例第8条第2号に該当しないか、又はたとえ該当したにしても開示を定めた同号ただし書全てに該当する。

また、公益上の理由による裁量的開示を行うべきである。

### 3 意見書の要旨

措置入院は、都道府県知事又は政令市市長の同意によって行われる行政罰である。千葉県と千葉市の情報公開条例の規定は同様なのに、千葉市は警察署の名称まで開示している。警察署名は、条例第8条第2号に該当せず、開示すべきである。

千葉県がんセンターが、開示した文書を見る限り、患者の保護者の続柄は開示している。

したがって、続柄は、条例第8条第2号に該当せず、開示すべきである。

医療機関の名称は、精神障害者の人権擁護の上で不可欠で重要な情報であり、〇〇〇〇〇〇医科大学病院の精神保健指定医（以下「指定医」という。）の指定医違法取得事件でも、様々な自治体が病院名まで開示している。

指定医は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第19条の4第2項により公務員であることから、指定医氏名は、条例第8条第2号ただし書ハに該当するため、開示すべきである。

調査に当たって面接があったか否かは、精神障害者の人権侵害の程度を判断する上で必要不可欠な情報であり、面接の有無だけでは他の情報と組み合わせたところで対象者を特定することができたり、対象者の権利利益が害されることはない。

したがって、面接の有無は、条例第8条第2号に該当しないか、たとえ該当したにせよ同号ただし書ロ及びハに該当するため、開示すべきである。

その他の情報は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できる情報とは認められない部分について、精神障害者の人権擁護のために最大限の開示をすべきである。

## 第4 実施機関の説明要旨

### 1 本件対象文書の内容

本件対象文書は、県又はその機関の意思を決定するために、その意思を行政文書として具体化するための事務の処理について、決裁権者の決裁を得るための原案を作成した起案であり、法に基づき、県が実施した措置診察及び措置入院に関する行政文書及びその結果である。

本件対象文書1は、習志野保健所が検察官からの通報を受理し、事前調査を行った上、措置診察が必要であると判断したことから、指定医に診察命令をし、被診察者の保護者等に通知をするための行政文書である。

本件対象文書2は、措置入院病院管理者、措置入院者の保護者、措置入院者、及び、措置入院病院を管轄する保健所長宛てに、措置入院を決定した旨を通知するための行政文書である。

本件対象文書3は、当該入院者を指定病院に移送するための関係書類であり、当該入院者への移送を告知するための行政文書である。

本件対象文書4は、本件対象文書1～3の措置診察結果を障害福祉課長に報告するための行政文書である。

## 2 不開示の理由について

本件対象文書のうち、実施機関が不開示とした部分は、いずれも、個人に関する情報で、特定の個人が識別され（当該不開示情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わされることにより、特定の個人を識別することができる情報を含む。）、又は識別され得る情報であり、条例第8条第2号に規定される個人情報である。

## 3 異議申立ての理由について

(1) 異議申立人は、「対象文書が現処分特定された分で尽くされるとは到底考えられない。文書の探索が不十分であるか、解釈上の不存在という判断が違法であるか、対象情報を情報公開の適用除外であると判断することが違法である。」と主張しているが、本件以外に、異議申立人が求める対象文書は存在しない。

(2) また、異議申立人は、「また、本件不開示情報は、条例第8条第2号に該当しないか、または、たとえ該当したにしても開示を定めた同ただし書全てに該当する。また、公益上の理由による裁量的開示を行うべきである。」と主張している。

しかしながら、不開示部分については、上記2で説明するとおり、条例第8条第2号の不開示情報に該当し、かつ条例第8条第2号ただし書には該当しないものである。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

## 1 本件対象文書について

### (1) 本件対象文書 1

本件対象文書 1 は、習志野保健所が法第 2 4 条通報（現行法第 2 3 条通報）を受理し、法第 2 7 条第 1 項の規定により事前調査を行った上、措置診察が必要であると判断したことから、指定医に診察命令を行い、同診察を行う旨を、被診察者の保護者等に通知をするための起案文書及びその添付書類である。

上記文書は、起案用紙（その一）、伺い文が記載された起案用紙（その二）、診察命令書（2 名分）、精神障害者等の保護通知書（以下「保護通知書」という。）、精神障害者等通報受書（以下「通報受書」という。）、法の規定に基づく事前調査書（以下「事前調査書」という。）、精神保健福祉事例に関する情報提供に係る送付書（以下「送付書」という。）及び事前調査書（情報提供分）から構成されている。

### (2) 本件対象文書 2

本件対象文書 2 は、措置入院の決定を行い、その旨を、措置入院病院管理者、措置入院者の保護者、措置入院者及び措置入院病院を管轄する保健所長に通知するための起案文書及びその添付書類である。

上記文書は、起案用紙（その一）、伺い文が記載された起案用紙（その二）、措置入院に関する診断書（2 名分。以下「診断書」という。）、精神障害者の措置入院の決定に係る通知書（以下「措置入院決定通知書」という。）、措置入院命令書及び法第 2 7 条の規定による精神保健指定医の診察結果に係る通知書（以下「診察結果通知書」という。）から構成されている。

### (3) 本件対象文書 3

本件対象文書 3 は、措置入院者を指定病院へ移送し、その旨を、当該措置入院決定者に告知するための起案文書及びその添付書類である。

上記文書は、起案用紙（その一）、伺い文が記載された起案用紙（その二）、措置入院のための移送に関する診察記録票（以下「診察記録票」という。）、措置入院のための移送記録票（以下「移送記録票」という。）及び移送に際してのお知らせから構成されている。

### (4) 本件対象文書 4

本件対象文書 4 は、本件対象文書 1 ～ 3 の措置診察結果を、習志野保健所長が障害福祉課長に報告するための起案文書（以下「報告書」という。）である。

## 2 本件決定について

実施機関は、本件対象文書のうち別表1の不開示とした部分欄に記載した各情報を、いずれも条例第8条第2号に該当するため不開示とする、として本件決定を行った。

しかし、異議申立人は、本件決定により不開示とした部分は、同号本文に該当せず、開示すべき旨主張している。

そこで、不開示部分に係る本件決定の妥当性について、以下検討する。

### (1) 本件対象文書1について

#### ア 起案用紙（その一）について

##### (ア) 日付について

起案用紙（その一）の收受日、起案日、決裁日及び施行日（以下「收受日等」という。）の各欄には、それぞれ收受等を行った年月日が記載されている。

ところで、收受日等は、被通報者が措置診察を受けた時期に近接した日付であることから、それ自体では、特定の個人を識別することはできないが、起案用紙ごとに一体として、被通報者の個人に関する情報であり、措置診察が、精神障害又はその疑いがある、極めて限られた者を対象に行われることからすると、上記情報は、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

##### (イ) 施行先欄について

起案用紙（その一）の、施行先欄には、被通報者の保護者に関する情報が記載されている。

ところで、措置診察が、精神障害又はその疑いがある、極めて限られた者を対象に行われることからすると、上記情報は、被通報者及び被通報者の保護者にとって秘匿すべき必要性が高く、その意に反し、みだりに開示されないとの期待に対する保護の必要性が極めて高い上、被通報者の保護者は、精神障害者の行為について、各種責任を負うおそれがあることからすると、上記情報は、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすること

により、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

#### イ 起案用紙（その二）について

##### （ア）日付について

起案用紙（その二）には、警察署長が通報を行った日付が記載されている。

上記情報は、それ自体では、特定の個人を識別することはできないが、当該書面に記載された被通報者の氏名等と一体として、被通報者の個人に関する情報であり、措置診察とその前提となる通報が、精神障害又はその疑いがある、極めて限られた者を対象に行われることからすると、被通報者が通報された時期を示す上記情報は、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

##### （イ）通報警察署名について

起案用紙（その二）には、通報を行った警察署名が記載されている。

上記情報は、上記書面に記載された被通報者の氏名等と一体として、被通報者の個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することができるものとは認められない。

また、上記情報からは、通報当時、当該警察署の管轄地域内に被通報者が存在していたことが判別できるのみであり、上記情報を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文には該当しないため、開示すべきである。



(ウ) 住所、氏名及び生年月日（年齢）について

起案用紙（その二）の、1住所、2氏名及び3生年月日（年齢）の各欄には、被通報者の住所、氏名、生年月日及び年齢が記載されている。

上記情報は、被通報者の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(エ) 指定医氏名について

起案用紙（その二）の、4支出経費欄には、診察を行った指定医の氏名が記載されている。

実施機関は、上記情報が条例第8条第2号に該当するため不開示としたと説明するが、措置診察は、法第19条の4第2項で定められた公務員としての職務に該当し、条例第8条第2号ただし書ハに定める公務員の職務遂行情報に当たると認められるため、措置診察を行った指定医の氏名は、同号により不開示とすることはできない。

ところで、同条第6号柱書では、「県の機関…が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある情報を、不開示情報として定めている。

そこで、実施機関は不開示の理由とはしていないが、当審査会の職権により、上記情報が、同号柱書に該当するかを以下検討する。

まず、本件措置診察は、都道府県知事が必要と認めるときに指定医をして行われるものであり（法第27条第1項）、県の機関が行う精神保健福祉事業の一つであると認められる。

そして、指定医が行う診察は、病状の改善という共通目的のために、お互いの協力関係の下に行われる医師と患者の診療契約関係とは異なり、精神障害又はその疑いがある者に対して一方的に行われ、診断の結果、被診察者の意思にかかわらず、直接身体を拘束する措置入院の要否を判断するものであることに鑑みると、指定医の氏名を公表することにより、被診察者等から圧迫及び

干渉を受ける可能性があり、公正適切な診察が困難になるおそれがある。

また、当審査会が確認したところ、措置診察を行う指定医の人数は、実施機関が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から毎月提供を受けている名簿に基づき行われているところ、実施機関の説明によると、仮に指定医の氏名を公表するならば、協力を拒否すると発言する指定医も存在するとのことであった。

そうすると、指定医の氏名を公にするとすれば、指定医の協力が得られなくなり、その結果、指定医の確保が困難になるばかりか、ひいては、県の機関が行う精神保健福祉事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

以上のことから、指定医の氏名は、条例第8条第6号柱書に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### (オ) 指定医の所属について

また、起案用紙（その二）の、4支出経費欄には、指定医の所属が記載されている。

上記情報は、指定医の個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することができるものとは認められない。

しかし、措置診察は精神科救急に係る業務であり、上記（エ）のとおり、指定医個人への不当な圧迫及び干渉のおそれがあることからすると、上記情報は、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、指定医の所属は公務員の職務遂行に関する情報であるとはいえ、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

#### (カ) 診察場所について

起案用紙（その二）の、5診察場所欄には、被通報者が診察を受けた場所が記載されている。

上記情報は、それ自体では、特定の個人を識別することはできないが、当該書面に記載された被通報者の氏名等と一体として、被通報者の個人に

関する情報であり、措置入院の前提となる措置診察が、精神障害又はその疑いがある、極めて限られた者を対象に行われることからすると、上記情報は、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

#### ウ 診察命令書（2名分）について

##### （ア）指定医氏名について

診察命令書（2名分）には、診察を行った指定医の氏名が記載されている。

実施機関は、上記情報が条例第8条第2号に該当するため不開示であると主張するが、上記情報は、上記イ（エ）と同様、条例第8条第6号柱書に該当し、不開示とすることが妥当である。

##### （イ）日付について

診察命令書（2名分）には、指定医に措置診察を命じた日付が記載されている。

上記情報は、それ自体では、特定の個人を識別することはできないが、当該書面に記載された被通報者の氏名等と一体として、被通報者の個人に関する情報であり、措置診察が、精神障害又はその疑いがある、極めて限られた者を対象に行われることからすると、措置診察を受けた時期を示す上記情報は、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

##### （ウ）居住地、性別、氏名及び生年月日（年齢）について

診察命令書（2名分）の、被診察者欄中の居住地、性別、氏名及び生年月日（年齢）の各欄には、いずれも被通報者の情報が記載されている。

上記情報は、一体として被通報者の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(エ) 現在場所、診察の日時及び診察の場所について

診察命令書(2名分)の、現在場所、診察の日時及び診察の場所の各欄には、被通報者の身柄があった場所、診察を受けた日時及び診察を受けた場所が記載されている。

上記情報は、上記イ(カ)と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

エ 保護通知書について

(ア) 日付について

保護通知書に記載されている、施行日及び收受日は、当該書面に記載された被通報者の氏名等と一体として、被通報者の個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することができるものとは認められない。

しかし、措置診察の前提となる通報が、精神障害又はその疑いがある、極めて限られた者を対象に行われることからすると、通報された時期を示す上記情報は、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通報警察署名について

保護通知書に記載されている警察署名は、上記イ(イ)と同様、条例第8条第2号本文には該当しないため、開示すべきである。

(ウ) 氏名、生年月日、年齢及び住所について

保護通知書の、被保護者欄中の、氏名年令及び住所の各欄には、被通報者の氏名、生年月日、年齢及び住所が記載されている。

上記情報は、上記イ(ウ)と同様、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とする

ことが妥当である。

- (エ) 保護の事由、発見の場所、保護の日時、引渡の日時、引渡先欄中の職業氏名欄（措置入院先）、引渡先欄中の住所欄及び欄外記載（措置入院日及び措置入院先）について

保護通知書の、保護の事由、発見の場所、保護の日時、引渡の日時及び引渡先欄中の住所欄の各欄には、いずれも被通報者に関する情報が記載されている。

また、引渡先欄中の職業氏名欄には措置入院先、欄外には、措置入院の日付及び措置入院先がそれぞれ記載されている。

上記情報は、それ自体では、特定の個人を識別することはできないが、上記書面に記載された被通報者の氏名等と一体として、被通報者の個人に関する情報であり、措置診察の前提となる通報及び保護が、精神障害又はその疑いがある、極めて限られた者を対象に行われることからすると、上記情報は、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

- (オ) 保健所名及び措置入院情報について

保護通知書の、引渡先欄中の職業氏名欄には、通報を受け付けた保健所名及び措置入院した旨が、また、欄外には措置入院した旨がそれぞれ記載されている。

上記情報は、当該書面に記載された被通報者の氏名等と一体をなす情報であり、被通報者の個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することができるものとは認められない。

また、上記情報のうち、保健所名からは、通報当時、当該保健所の管轄地域内に被通報者が存在していたことが判別できるのみであり、上記情報を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

さらに、被通報者が、後に、措置入院の決定を受けた事実は、本件対象文書の開示部分から既に明らかになっているため、上記情報を公にすることにより、

個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文には該当しないため、開示すべきである。

オ 通報受書について

(ア) 通報に至った理由について

通報受書の、「精神障害者等通報受書」との記載の下には、通報に至った理由が記載されている。

上記情報は、当該書面に記載された被通報者の氏名等と一体として、被通報者の個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することができるものとは認められない。

また、通報に至った理由は、保護通知書の開示部分から既に明らかとなっており、上記情報を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文には該当しないため、開示すべきである。

(イ) 通報警察署名について

通報受書の、通報者欄には、通報を行った警察署名が記載されている。

上記情報は、上記イ（イ）と同様、条例第8条第2号本文には該当しないため、開示すべきである。

(ウ) 通報者氏名について

通報受書の、通報者に関する職・氏名欄には、通報を行った警察署の警察官の氏名が記載されている。

上記情報は、通報者の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第8条第2号本文前段に該当するが、上記通報者は公務員であり、上記情報は、法に基づく通報及び調査という、条例第8条第2号ただし書ハに定める公務員の職務の遂行に関する情報であると認められる。

しかし、上記警察署の警察官は、警部補以下の警察官であることから、同号ただし書ハ及び千葉県情報公開条例第8条第2号ハの警察職員を定める規則（以下「規則」という。）（1）により不開示とすることが妥当である。

(エ) 氏名、性別、生年月日、年齢、住所及び電話番号について

通報受書の、被通報者欄中の氏名、性別、生年月日、年齢、住所及び電話番号の各欄には、被通報者に関する情報がそれぞれ記載されている。

上記情報は、上記ウ（ウ）と同様、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(オ) 通報受理日時、職業、保護した日時、保護した場所、保護した原因、問題行動及び現在の状態、病名・入院歴等及び備考について

通報受書の、通報受理日時、被通報者欄中の職業、保護した日時、保護した場所、保護した原因、問題行動及び現在の状態、病名・入院歴等及び備考の各欄には、いずれも被通報者に関する情報が記載されている。

上記情報は、上記エ（エ）と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(カ) 保護者欄について

通報受書の、保護者欄には、被通報者の保護者に関する情報が記載されている。

上記情報は、上記ア（イ）と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

カ 事前調査書について

(ア) 日付について

事前調査書には、事前調査の報告日及び保護通知書の施行日が記載されている。

上記情報は、それ自体では、特定の個人を識別することはできないが、当該書面に記載された被通報者の氏名等と一体として、被通報者の個人に関する情報であり、措置診察の前提となる通報及び事前調査が、精神障害又はその疑いがある、極めて限られた者を対象に行われることからすると、通報及び事前調査を受けた時期を示す上記情報は、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を

害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通報警察署名について

事前調査書には、通報を行った警察署名が記載されている。

上記情報は、上記イ（イ）と同様、条例第8条第2号本文には該当しないため、開示すべきである。

(ウ) 氏名（性別）、生年月日（年齢）及び現住所について

事前調査書の、本人氏名等欄中の氏名（性別）、生年月日（年齢）及び現住所の各欄には、いずれも被通報者に関する情報が記載されている。

また、調査時の状況等欄中の事前調査にあたっての陳述者欄には、公務員以外の者の氏名が記載されている。

上記情報は、一体として被通報者及び関係者の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(エ) 現在地、職業、本籍及び調査に当たっての面接の有無及び調査年月日について

事前調査書の、本人氏名等欄中の現在地、職業、本籍及び調査に当たっての面接の有無の各欄には、いずれも被通報者に関する情報が記載されている。

また、上記書面の、調査年月日の欄には、事前調査をした日時が記載されている。

上記情報は、それ自体では、特定の個人を識別することはできないが、当該書面に記載された被通報者の氏名等と一体として、被通報者の個人に関する情報であり、措置診察の前提となる事前調査が、精神障害又はその疑いがある、極めて限られた者を対象に行われることからすると、上記情報は、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。



したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(オ) 現に本人の保護の任に当たっている者欄について

事前調査書の、現に本人の保護の任に当たっている者欄には、現に本人の保護の任に当たっている者に関する情報が記載されている。

上記情報は、上記ア（イ）と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(カ) 調査時の状況等について

a 家庭の状況、家族構成、生活歴等欄について

事前調査書の、調査時の状況等欄中の、家庭の状況、家族構成、生活歴等欄には、被通報者本人の生い立ち、学歴、居住する市町村名及び前歴等の極めて詳細な情報が記載されている。

上記情報は、一体として被通報者の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

b 申請・通報等された原因、問題行動、現在の状況及び現在までの主な治療歴の各欄について

事前調査書の、調査時の状況等欄中の、申請・通報等された原因、問題行動及び現在の状況並びに現在までの主な治療歴の各欄には、被通報者が通報された日時、私生活の状況、通報に至るまでの被通報者の行動、面会時の状態、被通報者に関する既往歴、診療内容及び受診医療機関名等の情報が記載されている。

上記情報は、上記カ（エ）と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

c 事前調査にあたっての陳述者欄について

事前調査書の、調査時の状況等欄中の、事前調査にあたっての陳述者欄には、「本人」との記載のほか、事前調査において陳述した関係者及び警察署の警察官を含む公務員の職氏名が記載されているため、以下陳述者ごとに検討する。

(a) 「本人」について

この点、「本人」との記載のみでは、特定の個人を識別することができるものとは認められず、また、上記情報を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文には該当しないため、開示すべきである。

(b) 公務員の職及び氏名について

公務員の職及び氏名は、陳述者の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第8条第2号本文前段に該当するが、陳述者は公務員であるため、当該情報は、法に基づく調査という、条例第8条第2号ただし書ハに定める公務員の職務の遂行に関する情報であると認められる。

しかし、上記警察署の警察官は、警部補以下の警察官であることから、当該警察官の氏名は、同号ただし書ハ及び規則（1）により不開示とすることが妥当である。

したがって、上記情報のうち、公務員の職及び氏名は、警察官の氏名を除き、開示すべきである。

(c) その他の関係者について

陳述者のうちその他の関係者については、上記カ（ウ）で述べた氏名の記載を除き、特定の個人を識別することができるものとは認められない。

しかし、措置診察の前提となる事前調査が、精神障害又はその疑いがある、極めて限られた者を対象に行われることからすると、上記情報は、被通報者及び被通報者の関係者にとって通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

d 主治医との連絡欄について

事前調査書の、調査時の状況等欄中の、主治医との連絡欄には、主治医に関する情報が記載されている。

上記情報は、被通報者の診療状況を示すものであり、通常他人に知られたくない、個人の身体、健康に関する極めて機微な情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

キ 送付書について

(ア) 文書番号及び日付について

送付書には、文書番号、施行日及び收受日が記載されている。

上記情報は、送付書と一組と見るべき事前調査書（情報提供分）に記載された、被通報者の氏名等と一体として、被通報者の個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することができるものとは認められない。

しかし、送付書に記載されている施行日及び收受日は、被通報者が通報された時期を示すものと認められる。

また、送付書に記載されている文書番号からは、文書目録検索システムを利用することにより、送付書に係る起案書の完結日を知ることができるため、上記情報と同様、通報された時期が判明するものと認められる。

そして、措置診察の前提となる通報が、精神障害又はその疑いがある、極めて限られた者を対象に行われることからすると、上記情報は、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 発信者名について

送付書には、発信者名として、情報提供を行った保健所名が記載されている。

上記情報は、送付書と一組と見るべき事前調査書（情報提供分）に記載された氏名等と一体として、被通報者の個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することができるものとは認められない。

また、上記情報からは、過去の事前調査時点において、当該保健所の管轄地域内に被通報者が存在していたことが判別できるのみであり、上記情報を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文には該当しないため、開示すべきである。

ク 事前調査書（情報提供分）について

(ア) 日付について

事前調査書（情報提供分）には、事前調査の報告日及び保護通知書の施行日が記載されている。

上記情報は、それ自体では、特定の個人を識別することはできないが、上記書面に記載された被通報者の氏名等と一体として、被通報者の個人に関する情報であり、措置診察の前提となる通報及び事前調査が、精神障害又はその疑いがある、極めて限られた者を対象に行われることからすると、過去に当該通報及び調査を受けた時期を示す上記情報は、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 所属保健所名について

事前調査書（情報提供分）には、発信者名として、本件事前調査以前に同調査を行った保健所名が記載されている。

上記情報は、当該書面に記載された被通報者の氏名等と一体をなす情報であり、被通報者の個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することができるものとは認められない。

また、上記保健所名からは、過去の事前調査時点において、当該保健所の管轄地域内に本人が存在していたことが判別できるのみであり、上記情報を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文には該当しないため、開示すべきである。

(ウ) 事前調査者名、通報者の所属、職氏名及び条文について

事前調査書（情報提供分）には、事前調査者名、通報を行った職員の所属、職氏名及び当該職員の職業が明らかとなる法の条文が記載されている。

上記情報は、一体として上記調査者等の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第8条第2号本文前段に該当するが、上記調査者等は公務員であり、当該情報は、法に基づく調査及び通報という、条例第8条第2号ただし書ハに定める公務員の職務の遂行に関する情報であると認められる。

したがって、上記情報は、開示すべきである。

(エ) 氏名（性別）、生年月日（年齢）及び現住所について

事前調査書（情報提供分）の、本人氏名等欄中の氏名（性別）、生年月日（年齢）及び現住所の各欄には、それぞれ被通報者本人に関する情報が記載されている。

上記情報は、上記イ（ウ）と同様、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(オ) 現在地、職業、本籍、調査に当たった面接の有無及び調査年月日について

事前調査書（情報提供分）の、本人氏名等欄中の現在地、職業及び本籍の各欄には、被通報者に関する情報が記載されている。

上記情報は、上記カ（エ）と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(カ) 現に本人の保護の任に当たっている者欄について

事前調査書（情報提供分）の、現に本人の保護の任に当たっている者欄には、現に本人の保護の任に当たっている者に関する情報が記載されている。

上記情報は、上記ア（イ）と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(キ) 調査時の状況について

a 家庭の状況、家族構成、生活歴欄について

事前調査書（情報提供分）の、調査時の状況欄中の、家庭の状況、家族構成、生活歴欄には、被通報者本人の生い立ち、学歴、家族構成、職歴及び前歴等の極めて詳細な情報が記載されている。

上記情報は、一体として被通報者の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

b 申請・通報等された原因、問題行動及び現在の状況等並びに現在までの主な治療歴の各欄について

事前調査書（情報提供分）の、調査時の状況欄中の、申請・通報等された原因、問題行動及び現在の状況等並びに現在までの主な治療歴の各欄には、被通報者の私生活の状況、被通報者の行動、前歴、被通報者に関する既往歴、診療内容及び受診医療機関名等の情報が記載されている。

上記情報は、上記カ（エ）と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

c 事前調査にあたっての陳述者欄について

事前調査書（情報提供分）の、調査時の状況欄中の、事前調査にあたっての陳述者欄には、事前調査にあたって陳述した、警察署の警察官の職氏名及びその他の関係者の情報が記載されているため、以下陳述者ごとに検討する。

(a) 警察官の職及び氏名について

警察官の職及び氏名は、陳述者の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第8条第2号本文前段に該当するが、陳述者は公務員であるため、当該情報は、法に基づく調査という、条例第8条第2号ただし書ハに定める公務員の職務の遂行に関する情報であると認められる。

しかし、本件警察署の警察官は、警部補以下の警察官であることから、当該警察官の氏名は、同号ただし書ハ及び規則(1)により不開示とすることが妥当である。

したがって、上記情報のうち、公務員の職及び氏名は、警察官の氏名を除き、開示すべきである。

(b) その他の関係者について

その他の関係者の情報は、それ自体では特定の個人を識別することはできないが、措置診察の前提となる事前調査が、精神障害又はその疑いがある、極めて限られた者を対象に行われることからすると、上記情報は、被通報者及び被通報者の関係者にとって通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

d 主治医との連絡欄について

事前調査書(情報提供分)の、調査時の状況等欄中の、主治医との連絡欄には、主治医に関する情報が記載されている。

上記情報は、上記カ(カ) dと同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

e 事前調査の総合判定欄について

事前調査書(情報提供分)の、調査時の状況欄中の、事前調査の総合判定欄には、事前調査書の同欄と同様、措置入院に関する診察の要否に関する

記載及び被通報者に関する情報が記載されている。

上記情報は、上記イ（カ）と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(2) 本件対象文書2について

ア 起案用紙（その一）について

(ア) 日付について

起案用紙（その一）の、收受日等の各欄には、それぞれ收受等を行った年月日が記載されている。

ところで、收受日等は、措置入院の決定を受けた者（以下「本人」という。）が措置入院の決定を受けた時期に近接した日付であることから、それ自体では、特定の個人を識別することはできないが、起案用紙ごとに一体として、本人の個人に関する情報であり、措置入院が、精神障害者であり、かつ、自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある、極めて限られた者を対象に行われることからすると、上記情報は、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 施行先欄について

起案用紙（その一）の、施行先欄には、本人の保護者に関する情報が記載されている。

ところで、措置入院が、精神障害者であり、かつ、自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある、極めて限られた者を対象に行われることからすると、上記情報は、本人及び保護者にとって秘匿すべき必要性が高く、その意に反し、みだりに開示されないとの期待に対する保護の必要性が極めて高い上、保護者は、精神障害者の行為について、各種責任を負うおそれがあることからすると、上記情報は、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。



したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

#### イ 起案用紙（その二）について

##### （ア）氏名、生年月日（年齢）及び住所について

起案用紙（その二）の、1氏名、2生年月日（年齢）及び3住所の各欄には、本人の氏名、生年月日、年齢及び住所が記載されており、上記情報は、本人の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

##### （イ）診断名、入院年月日及び入院病院について

起案用紙（その二）の、4診断名、5入院年月日及び6入院病院の各欄には、本人を診察した結果である診断名、入院年月日及び入院病院名が記載されている。

上記情報は、それ自体では、特定の個人を識別することはできないが、当該書面に記載された本人の氏名等と一体として、本人の個人に関する情報であり、措置入院が、精神障害者であり、かつ、自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある、極めて限られた者を対象に行われることからすると、上記情報は、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

#### ウ 診断書について

##### （ア）氏名（性別）、生年月日（年齢）及び住所について

診断書の、被診察者欄中の氏名（性別）、生年月日（年齢）及び住所の各欄には、いずれも本人の情報が記載されており、上記情報は、上記（2）イ（ア）と同様、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれ

にも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 指定医氏名及び印影について

診断書の、精神保健指定医欄には、診察を行った指定医の署名及び印影が記載されている。

実施機関は、上記情報が条例第8条第2号に該当するため不開示であると主張するが、上記情報は、上記(1)イ(エ)と同様、条例第8条第6号柱書に該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 診察に立会った者の氏名、性別及び続柄又は職業について

診断書の、診察に立会った者の氏名、性別及び続柄又は職業の各欄には、診察に立会った者に関する情報が記載されている。

上記情報は、上記(2)ア(イ)と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(エ) その他の記載について

診断書には、上記(ア)、(イ)及び(ウ)のほか、本人の職業、私生活の状況、入院期間、重大な問題行動及び診察時の状況等が記載されている。

上記情報は、上記(2)イ(イ)と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

エ 措置入院決定通知書について

(ア) 氏名、生年月日・年齢、住所及び公費負担医療の受給者番号について

措置入院決定通知書の、氏名、生年月日・年齢、住所及び措置番号欄中の公費負担医療の受給者番号の各欄には、いずれも本人の情報が記載されており、上記情報は、上記(2)イ(ア)と同様、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 日付、医療機関名、措置入院年月日及び定期病状報告提出時期（初回）について

措置入院決定通知書には、本人が措置入院の決定を受けた時期を示す施行日及び定期病状報告提出時期（初回）並びに措置入院年月日及び措置入院先医療機関名が記載されている。

上記情報は、上記（２）イ（イ）と同様、条例第８条第２号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

オ 措置入院命令書について

(ア) 住所及び氏名について

措置入院命令書の、住所及び氏名の各欄には、本人の住所及び氏名が記載されており、上記情報は、上記（２）イ（ア）と同様、条例第８条第２号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 日付、入院年月日、入院すべき病院の所在地及び名称について

措置入院命令書には、本人が措置入院の決定を受けた時期を示す施行日、入院年月日、入院すべき病院の所在地及び名称が記載されている。

上記情報は、上記（２）イ（イ）と同様、条例第８条第２号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

カ 診察結果通知書について

(ア) 管轄保健所名について

診察結果通知書には、措置入院先を管轄する保健所名が記載されている。

上記情報は、当該書面に記載された本人の氏名等と一体をなす情報であり、本人の個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することができるものとは認められない。

また、上記保健所名からは、当該保健所の管轄地域内に本人の措置入院先が存在していることが判別できるのみであり、上記情報を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、上記情報は、条例第８条第２号本文には該当しないため、開示

すべきである。

(イ) 氏名、性別、生年月日（年齢）及び住所について

診察結果通知書の、措置入院者欄中の、氏名、性別、生年月日（年齢）及び住所の各欄には、本人の氏名、性別、生年月日、年齢及び住所が記載されており、上記情報は、上記（２）イ（ア）と同様、条例第８条第２号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 日付、入院病院名及び入院年月日について

診察結果通知書には、本人が措置入院の決定を受けた時期を示す施行日、入院病院名及び入院年月日が記載されている。

上記情報は、上記（２）イ（イ）と同様、条例第８条第２号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(３) 本件対象文書３について

ア 起案用紙（その一）の日付について

起案用紙（その一）の、收受日等の各欄には、それぞれ收受等を行った年月日が記載されている。

ところで、收受日等は、本人の措置入院に伴う、措置移送の時期に近接した日付であることから、それ自体では、特定の個人を識別することはできないが、起案用紙ごとに一体として、本人の個人に関する情報であり、措置入院が、精神障害者であり、かつ、自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある、極めて限られた者を対象に行われることからすると、上記情報は、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第８条第２号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

イ 起案用紙（その二）について

（ア）氏名、生年月日（年齢）及び住所について

起案用紙（その二）の、1氏名、2生年月日（年齢）及び3住所の各欄には、本人の氏名、生年月日、年齢及び住所が記載されており、上記情報は、上記（2）イ（ア）と同様、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

（イ）診断名、入院年月日及び入院病院名について

起案用紙（その二）の、4診断名、5入院年月日及び6入院病院名の各欄には、本人を診察した結果である診断名、入院年月日及び入院病院名が記載されている。

上記情報は、上記（2）イ（イ）と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

ウ 診察記録票について

（ア）氏名（性別）及び生年月日（年齢）について

診察記録票の、氏名（性別）及び生年月日（年齢）の各欄には、本人の氏名、性別、生年月日及び年齢が記載されている。

上記情報は、上記（2）イ（ア）と同様、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

（イ）行動制限の有無、症状、開始日時及びその他の特記事項について

診察記録票の、移送の手續における行動制限欄中の行動制限の有無、症状及び開始日時並びにその他の特記事項の各欄には、本人の移送時の状態及び移送開始日時が記載されている。

上記情報は、上記（2）イ（イ）と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

（ウ）指定医氏名及び署名について

診察記録票の、移送の手續における行動制限欄及びその他特記事項欄中の指定医の氏名及び署名欄には、診察を行った指定医の氏名及び署名が記載

されている。

実施機関は、上記情報が条例第8条第2号に該当するため不開示であると主張するが、上記情報は、上記（1）イ（エ）と同様、条例第8条第6号柱書に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### エ 移送記録票について

##### （ア）氏名（性別）及び生年月日（年齢）について

移送記録票の、氏名（性別）及び生年月日（年齢）の各欄には、本人の氏名、性別、生年月日及び年齢が記載されており、上記情報は、上記（2）イ（ア）と同様、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

##### （イ）移送開始及び終了、搬送の概要、搬送先の指定病院等、補助者、行動制限の有無及びその他の特記事項について

移送記録票の、移送開始及び終了、搬送の概要、搬送先の指定病院等欄中の名称及び所在地、補助者欄中の氏名、職種、所属、行動制限の有無及びその他の特記事項の各欄には、移送日時、本人の移送時の状況及び搬送先の指定病院名等が記載されている。

上記情報は、上記（2）イ（イ）と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

##### （ウ）保護者欄について

移送記録票の、保護者欄には、保護者に関する情報が記載されている。

上記情報は、上記（2）ア（イ）と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

#### オ 移送に際してのお知らせについて

##### （ア）氏名について

移送に際してのお知らせには、本人の氏名が記載されており、特定の個人を識別することができるものである。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが

妥当である。

(イ) 日付、移送先の住所及び医療機関名について

移送に際してのお知らせには、本人が措置入院の決定を受けた時期を示す施行日、移送先の住所及び医療機関名が記載されている。

上記情報は、上記(2)イ(イ)と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(4) 本件対象文書4(報告書)について

ア 氏名・性別、生年月日・年齢及び住所(国籍)について

報告書の、氏名・性別、生年月日・年齢及び住所(国籍)の各欄には、本人の氏名、性別、生年月日、年齢及び住所が記載されており、上記(2)イ(ア)と同様、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

イ 通報警察署名について

報告書の、申請・通報・届出者欄には、通報を行った警察署名が記載されている。

上記情報は、上記書面に記載された本人の氏名等と一体として、本人の個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することができるものとは認められない。

また、上記情報からは、通報当時、当該警察署の管轄地域内に被通報者たる本人が存在していたことが判別できるのみであり、上記情報を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文には該当しないため、開示すべきである。

ウ 指定医氏名について

報告書の、指定医の診察実施欄中の指定医氏名(所属)欄には、診察を行った指定医の氏名が記載されている。

実施機関は、上記情報が条例第8条第2号に該当するため不開示であると主張するが、上記情報は、上記(1)イ(エ)と同様、条例第8条第6号柱書に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### エ 指定医の所属について

また、報告書の、指定医の診察実施欄中の指定医氏名（所属）欄には、診察を行った指定医の所属が記載されている。

上記情報は、上記（１）イ（オ）と同様、条例第８条第２号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

#### オ その他の記載について

報告書には、上記（ア）、（イ）、（ウ）及び（エ）のほか、本人が措置入院の決定を受けた時期を示す施行日、通報受理日時、診察場所、診断名及び移送時の本人の状況等が記載されている。

上記情報は、上記（２）イ（イ）と同様、条例第８条第２号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

### 3 本件対象文書の特定について

異議申立人は、対象文書が本件決定で特定された分で尽くされるとは到底考えられないなどと主張している。

この点、実施機関は、本件対象文書以外には文書を収発していない旨説明するところ、当審査会が、実施機関に対し文書を再度探索するよう求めたが、本件請求の対象となる文書は発見できなかったとのことであった。

また、本件において、本件対象文書以外に本件請求の対象となる文書が存在することをうかがわせるような事情も認められない。

したがって、実施機関の対象文書の特定に関する決定は、妥当である。

### 4 異議申立人のその余の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

### 5 結論

よって、実施機関は、本件決定で不開示とした情報のうち、別表２に掲げる各情報は開示すべきであるが、その余の決定は妥当である。



## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年10月 7日	諮問書の受理
平成27年12月 7日	実施機関の理由説明書の受理
平成28年 1月12日	異議申立人の意見書の受理
平成29年 4月26日	審議
平成29年 5月24日	審議
平成29年 6月28日	審議
平成29年 7月26日	審議

(参考)

### 千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
木村 琢磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
日名子 暁	弁護士	

(五十音順)

別表 1

対象文書名		不開示とした部分
本件対象文書 1	1 起案用紙 (その一)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日付 (収受日、起案日、決裁日、施行日)</li> <li>・施行先欄の施行情報</li> </ul>
	2 起案用紙 (その二)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日付 (通報日)</li> <li>・通報警察署名</li> <li>・住所</li> <li>・氏名</li> <li>・生年月日 (年齢)</li> <li>・指定医氏名、所属</li> <li>・診察場所</li> </ul>
	3 診察命令書 (2名分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定医氏名</li> <li>・日付 (措置診察命令日)</li> <li>・被診察者の居住地、現在場所、性別、氏名、生年月日、年齢</li> <li>・診察の日時</li> <li>・診察の場所</li> </ul>
	4 保護通知書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日付 (施行日、収受日)</li> <li>・通報警察署名</li> <li>・被保護者氏名、生年月日、年齢、住所</li> <li>・保護の事由</li> <li>・発見の場所</li> <li>・保護の日時</li> <li>・引渡の日時</li> </ul> <p>&lt;引渡先欄&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職業氏名欄 (保健所名、措置入院先、措置入院した旨の記載)</li> <li>・住所欄</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・欄外記載 (措置入院日、措置入院先、措置入院した旨の記載)</li> </ul>

対象文書名		不開示とした部分
	5 通報受書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通報に至った理由</li> <li>・ 通報受理日時</li> <li>・ 通報警察署名</li> <li>・ 通報者氏名</li> <li>・ 被通報者の氏名、性別、生年月日、年齢、住所、職業欄、電話番号欄</li> <li>・ 保護者欄 (氏名、続柄、生年月日、年齢、住所、電話番号)</li> <li>・ 保護した日時</li> <li>・ 保護した場所</li> <li>・ 保護した原因</li> <li>・ 問題行動及び現在の状態</li> <li>・ 病名・入院歴等欄</li> <li>・ 備考欄</li> </ul>
	6 事前調査書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日付（報告日、保護通知書の施行日）</li> <li>・ 通報警察署名</li> <li>・ 本人の氏名、性別、生年月日、年齢、現在地、職業、本籍、現住所、調査に当たっての面接の有無</li> <li>・ 現に本人の保護の任に当たっている者欄 (氏名、生年月日、続柄、職業、本籍、現住所、調査に当たっての面接の有無)</li> <li>・ 調査年月日</li> </ul> <p>&lt;調査時の状況等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭の状況、家族構成、生活歴等</li> <li>・ 申請・通報等された原因、問題行動、現在の状況</li> <li>・ 現在までの主な治療歴</li> <li>・ 事前調査にあたっての陳述者 (本人、関係者、公務員)</li> <li>・ 主治医との連絡欄 (氏名、連絡先等、主治医意見)</li> </ul>
	7 送付書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文書番号</li> <li>・ 日付（施行日、收受日）</li> <li>・ 発信者（保健所）名</li> </ul>

対象文書名		不開示とした部分
本件対象文書 1	8 事前調査書 (情報提供分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日付（報告日、保護通知書の施行日）</li> <li>・ 所属保健所名</li> <li>・ 事前調査者名</li> <li>・ 通報者の所属、職氏名</li> <li>・ 通報理由（条文）</li> <li>・ 本人の氏名、性別、生年月日、年齢、 現在地、職業、本籍、現住所、調査に当たっての 面接の有無</li> <li>・ 現に保護の任に当たっている者欄 （氏名、性別、生年月日、年齢、続柄、職業、本籍、 現住所、調査に当たっての面接の有無）</li> <li>・ 調査年月日</li> </ul> <p>&lt;調査時の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭の状況、家族構成、生活歴</li> <li>・ 申請・通報等された原因、問題行動、 現在の状況等</li> <li>・ 現在までの主な治療歴</li> <li>・ 事前調査にあたっての陳述者</li> <li>・ 主治医との連絡欄 （氏名、連絡先等、主治医意見）</li> <li>・ 事前調査の総合判定欄</li> </ul>
本件対象文書 2	1 起案用紙 (その一)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日付（収受日、起案日、決裁日、施行日）</li> <li>・ 施行先欄の施行情報</li> </ul>
	2 起案用紙 (その二)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氏名</li> <li>・ 生年月日（年齢）</li> <li>・ 住所</li> <li>・ 診断名</li> <li>・ 入院年月日</li> <li>・ 入院病院</li> </ul>

対象文書名		不開示とした部分
本件対象文書 2	3 診断書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請等の添付資料の有無</li> <li>・ 被診察者の氏名、性別、生年月日、年齢、住所、職業</li> <li>・ 病名</li> <li>・ 生活歴及び現病歴</li> <li>・ 入院期間</li> <li>・ 重大な問題行動</li> <li>・ 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像</li> <li>・ 診察時の特記事項</li> <li>・ 指定医署名(日付、氏名)、印影</li> <li>・ 診察に立会った者欄 (氏名、性別、続柄又は職業)</li> <li>・ 診察場所</li> <li>・ 診察日時</li> <li>・ 收受日</li> <li>・ 行政庁の措置</li> <li>・ 行政庁メモ欄</li> </ul>
	4 措置入院決定通知書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日付</li> <li>・ 医療機関名</li> <li>・ 氏名</li> <li>・ 生年月日・年齢</li> <li>・ 住所</li> <li>・ 措置入院年月日</li> <li>・ 公費負担医療の受給者番号</li> <li>・ 定期病状報告提出時期(初回)</li> </ul>
	5 措置入院命令書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住所</li> <li>・ 氏名</li> <li>・ 日付</li> <li>・ 入院年月日</li> <li>・ 入院すべき病院の所在地、名称</li> </ul>

対象文書名		不開示とした部分
本件対象文書 2	6 診察結果通知書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日付</li> <li>・ 管轄保健所名</li> <li>・ 措置入院者の氏名、性別、生年月日、年齢、住所</li> <li>・ 入院病院名</li> <li>・ 入院年月日</li> </ul>
本件対象文書 3	1 起案用紙 (その一)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日付 (収受日、起案日、決裁日、施行日)</li> </ul>
	2 起案用紙 (その二)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氏名</li> <li>・ 生年月日、年齢</li> <li>・ 住所</li> <li>・ 診断名</li> <li>・ 入院年月日</li> <li>・ 入院病院名</li> </ul>
	3 診察記録票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氏名、性別</li> <li>・ 生年月日、年齢</li> <li>・ 移送の手續きにおける行動制限 (行動制限の有無、症状、開始日時)</li> <li>・ 指定医氏名、署名</li> <li>・ その他特記事項</li> </ul>
	4 移送記録票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氏名、性別</li> <li>・ 生年月日、年齢</li> <li>・ 移送開始及び終了</li> <li>・ 搬送の概要</li> <li>・ 搬送先の指定病院の名称、所在地</li> <li>・ 補助者の氏名、職種、所属</li> <li>・ 行動制限の有無</li> <li>・ その他の特記事項</li> <li>・ 保護者欄 (氏名続柄、生年月日、住所、選任年月日)</li> </ul>

対象文書名		不開示とした部分
本件対象文書 3	5 移送に際しての お知らせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日付（施行日）</li> <li>・ 氏名</li> <li>・ 移送先の住所</li> <li>・ 医療機関名</li> </ul>
本件対象文書 4	1 報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日付（施行日）</li> <li>・ 申請・通報・届出者（管轄警察署名）</li> <li>・ 受理年月日及び時間</li> <li>・ 氏名・性別</li> <li>・ 生年月日・年齢</li> <li>・ 住所</li> <li>・ 指定医の診察実施（日時、診察場所、 指定医氏名、所属、診断名、診察結果）</li> <li>・ 行動制限の有無</li> <li>・ その他 (診察不要の理由・診察のための移送の経過)</li> </ul>

別表 2

対象文書名		開示すべき情報
本件対象文書 1	2 起案用紙(その二)	・通報警察署名
	4 保護通知書	・通報警察署名 <引渡先欄> ・職業氏名欄（保健所名、措置入院した旨の記載） ・欄外記載（措置入院した旨の記載）
	5 通報受書	・通報に至った理由 ・通報警察署名
	6 事前調査書	・通報警察署名 <調査時の状況等> ・事前調査にあたっての陳述者（本人、公務員（警察署職員氏名は除く））
	7 送付書	・発信者（保健所）名
本件対象文書 2	8 事前調査書（情報提供分）	・所属保健所名 ・事前調査者名 ・通報者の所属、職氏名 ・通報理由（条文） <調査時の状況> ・事前調査にあたっての陳述者（公務員（警察署職員氏名は除く））
	6 診察結果通知書	・管轄保健所名
本件対象文書 4	1 報告書	・申請・通報・届出者（管轄警察署名）